

滋賀県公共施設等マネジメント基本方針（H28年3月策定）

方針の期間 H28年度 ～ H37年度（10年間）

■対象施設

県が所有・管理する全ての施設（建築物、インフラ施設、公営企業施設）
※県が将来、財政負担を負うことが見込まれる施設（農業水利施設）を含む

■現状および課題に関する基本認識

1. 公共施設等の老朽化の進行への対応 → 県民サービス、県財政への影響
2. 人口減少をはじめとする社会経済情勢等の変化への対応 → 施設に対する需要低下、維持の困難化

公共施設等の管理に
関する基本的な考え方

「持続可能で質の高いサービス」を切れ目なく提供していくため、以下の4つの対応方針に基づき、**財政負担の縮減・平準化、資産価値の最大化**を図る。

<建築物における将来負担額の推計>

対策前	30年間	当面10年間	対策後	30年間	当面10年間
	約5,300億円	約2,350億円		約3,370億円	約360億円

対応方針のうち②で▲390億円、③で▲1,540億円の縮減・平準化(30年間)

(注) 全ての建築物を対象に、一定の前提条件のもとで機械的に算出している。国体等の個別事業の影響は除いている。

■4つの対応方針と主な取組

